



第2章
計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1

基本理念

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を基本に置き、市民一人ひとりが性別や国籍、年齢、障害などに関わりなく、個性と能力を発揮し、ともに輝くことができる男女共同参画の視点が生かされた、豊かで活力ある社会を目指します。

男女共同参画社会の実現のためには、社会通念、慣行、偏った意識、制度等を見直し、多様な価値観や生き方を尊重する意識を育み、家庭や職場、学校等において、市民一人ひとりが「自分らしさ」を発揮し、ともに協力し合い、喜びを分かち合えることが重要です。

本計画は「沼田市第2次男女共同参画計画」が目指してきた「男女共同参画社会の実現」を念頭に、「誰もが、ともに尊重し合い、思いやりと活力あふれるまち 沼田市」を基本理念に掲げます。

また、市民一人ひとりが主役となり、すべての人権が尊重され、それぞれが自分らしい生き方を選択し、互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。

男女共同参画社会の実現

～誰もが、ともに尊重し合い、

思いやりと活力あふれるまち 沼田市～

2

基本目標と施策の方向性

本市の現状や「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、基本目標及び施策の方向性を以下にまとめました。

基本目標1 一人ひとりが尊重され、支え合うまち

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会の形成においてその根幹となるものであり、性別に関わらず一人の人間としてお互いの人権を尊重することが大切です。しかし、さまざまな場における性別による固定的役割分担意識や地域社会における根強い慣習・慣行には、人権が尊重されているとは言えない状況が依然としてみうけられます。

このようなことから、男女共同参画社会の形成を市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところからその実現が図られるよう、男女共同参画の視点に立った意識や慣行の見直しについて、啓発、広報活動を推進するとともに、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利の尊重についての、男女平等を推進する教育・学習環境の充実を進めます。

施策の方向性

- 1 男女共同参画に向けた意識づくり
- 2 男女平等を推進する教育・学習の充実

基本目標2 市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち

男女が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個人として能力を発揮できる機会を確保することは、男女共同参画社会を形成するうえで基盤となるものです。男女共同参画社会に向けて法整備が実施され、個人の意識の多様化等、さまざまな分野で女性の活動・活躍がみられるようになってきていますが、職場、地域活動などの中で方針決定過程の場への女性の参画は十分に果たされていません。

このようなことから、誰もが参画しやすい環境づくりとともに、積極的に参画できる人材の育成に努め、男女共同参画を促進します。

また、働くことは、人々の生活の経済的基盤を形成する重要なものであるとともに、得られる達成感、自己実現という観点からもまた、安心して子どもを産み育て家族としての責任を果たすことのできる社会を形成するうえで大切なものです。

しかし、女性における労働力率は依然として、結婚や出産、子育て期には低下しています。一方男性は、仕事中心の生活により、家庭やその他の活動に参加する時間的、精神的に余裕のない生活環境にいるのが現実です。

このようなことから、仕事と家庭生活、地域活動の両立を支援するため、子育て・介護環境の整備に努めるとともに、家庭や地域における男女共同参画社会の形成を促進します。

さらに、群馬県が推進している農業経営における重要な物事や方針を決定する場に女性自らが積極的に参加できる機会はまだ多いとはいえ、今後拡大していく必要があります。

このようなことから、女性の地位確立や活動しやすい環境づくりを促進する有効な手法、制度の浸透・周知徹底を進めていきます。

国では防災に対し、避難場所などの場における安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮や防災の取組にあたっての男女のニーズの違いの把握や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を掲げており、特に東日本大震災を機に、より重要視されています。

このような災害時には、子どもや高齢者、障害者など弱い立場の人への配慮が必要であるため、女性の意見も取り入れた防災対策を推進します。

| | |
|--------|---|
| 施策の方向性 | <ol style="list-style-type: none"> 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 2 働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の推進【女性の活躍推進計画】 3 地域における男女共同参画の推進 |
|--------|---|

基本目標3 互いに認め合い、安心して暮らせるまち

男女がそれぞれの「こころとからだ」の特性を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは、男女共同参画社会を形成する上で前提となるものです。

男女がいきいきと暮らす男女共同参画社会の実現には、個人の尊重と併せて、ともに幸福で長生きし、生きがいを持って社会参画ができるよう、生涯を通じて、心身ともに健康であることが重要であり、男女の性差に配慮した健康の保持・増進体制を推進します。

また、配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現に向けて克服していかなければならない重要な課題となっています。DVによる被害は、人々の認識や社会的な理解が不十分なため、家庭内や恋人間の問題として見過ごされてしまい、被害が潜在化しています。身体的な暴力に限らず、精神的、性的、経済的、社会的などの暴力や人権侵害を許さない社会意識の醸成とともに、被害者支援が重要となります。本市では、DV被害は顕著には出ていないものの、市民意識調査では約10%の人が暴力を受けたことがある、または暴力をしたことがあると回答しており、人権侵害や暴力の根絶に向けた取組を強化します。

さらに、年齢、障害の有無や外国人であるかどうかにかかわらず、男女一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会を目指し、生活環境の向上や自立支援に取り組みます。

| | |
|--------|--|
| 施策の方向性 | <ol style="list-style-type: none"> 1 生涯を通じた男女の健康づくりの推進 2 あらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】 3 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 |
|--------|--|

